入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成27年8月7日
支出負担行為担当官
南関東防衛局長　丸井　博
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　14
○第６号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　防大外㉗理工学館Ａ棟新設等建築追加工事
⑶　工事場所　神奈川県横須賀市
⑷　工事内容　本工事は、以下の工事を行うものである。
【防衛大学校】
・理工学館Ａ棟（鉄筋コンクリート造５階建て／延べ面積約19,800㎡）新設（１階床までを除く全ての躯体工事、屋根防水工事、コンクリート直均し仕上げ工事、建具工事の全て）
【武山駐屯地】
・管理棟（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積約50㎡）改修
・アーケード（鉄骨造平屋建て／延べ面積約10㎡×２棟）新設
・既設建物（鉄骨造２階建て／延べ面積約1,600㎡）解体（建物付帯設備含む）
⑸　工期　平成29年３月31日まで。ただし、武山駐屯地における既設建物解体は平成28年２月29日まで、管理棟改修及びアーケード新設は平成28年４月30日までとする。
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約8,300㎥、鉄筋　約1,460ｔ
⑺　本工事は、現に施工中である防大⑯理工学館新設等建築工事（以下「前工事」という。）の１階床までを除く全ての躯体工事、屋根防水工事、コンクリート直均し仕上げ工事、建具工事の全ての部分に係る追加工事である。
⑻　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。
⑼　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
なお、紙入札方式の承諾に関しては南関東防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。
⑽　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。
2　競争参加資格
次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成27年８月７日付支出負担行為担当官南関東防衛局長）に示すところにより、装備施設本部長から防大外㉗理工学館Ａ棟新設等建築追加工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果通知を受けた者又は次に掲げる条件をすべて満たす特定建設工事共同企業体以外の有資格者（以下「単体」という。）である。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない。
⑵　装備施設本部長から「建築一式工事」に係る一般競争（指名競争）参加資格で級別の格付を受け、南関東防衛局に競争参加を希望している（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けている。）。
⑶　装備施設本部長が算定した「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上である。
⑷　平成12年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建物で、２階建て以上かつ延べ面積が１棟当たり5,000㎡以上の新設工事を施工した実績を有する（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。
なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」といい、旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用登録発注機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。詳細は入札説明書による。
⑸　工事全般の施工計画が適正である。
⑹　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者及び構成員は、次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を本工事に配置できる。
また、前工事の監理技術者等は本工事を兼ねることができる。
なお、将来予定される本工事の残余部分の工事（後工事）に当たっては、本工事の監理技術者等が兼ねることができる。
ア　主任技術者は、二級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者である。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
・一級建築士の資格を有する者。
・一級建築施工管理技士の資格を有する者。
・二級建築士の資格を有する者。
・建設業法第７条第２号イ、ロ又はハに該当する者。
また、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であって、かつ、工事現場の相互の間隔が10㎞程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合は、主任技術者の兼務をすることができる。
イ　監理技術者は、一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者である。
また、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
・一級建築士の資格を有する者。
・これと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。
ウ　平成12年度以降入札公告日までに、⑷に掲げる工事の経験を有する者である。
ただし、建物は平屋建て以上かつ延べ面積が１棟当たり2,500㎡以上とする。（原則、着工から完成まで従事している。）。
なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録発注機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。
⑺　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、南関東防衛局長から「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（防経施第5989号。27. 4. 1）に基づく指名停止を受けていない。
⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でない。
⑼　入札に参加を希望する者との間に資本関係又は人的関係がない。詳細は入札説明書による。
⑽　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でない。
3　総合評価に関する事項
⑴　評価項目　本工事の評価項目は、次のアからウとし、詳細は入札説明書による。
ア　企業による技術提案
・「鉄筋コンクリート構造体の品質確保及び塩害対策について、どのような配慮を行うか。」
・「地域周辺の環境・安全対策について、どのような配慮を行うか。」
イ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）
ウ　施工体制